

令和3年

9月号

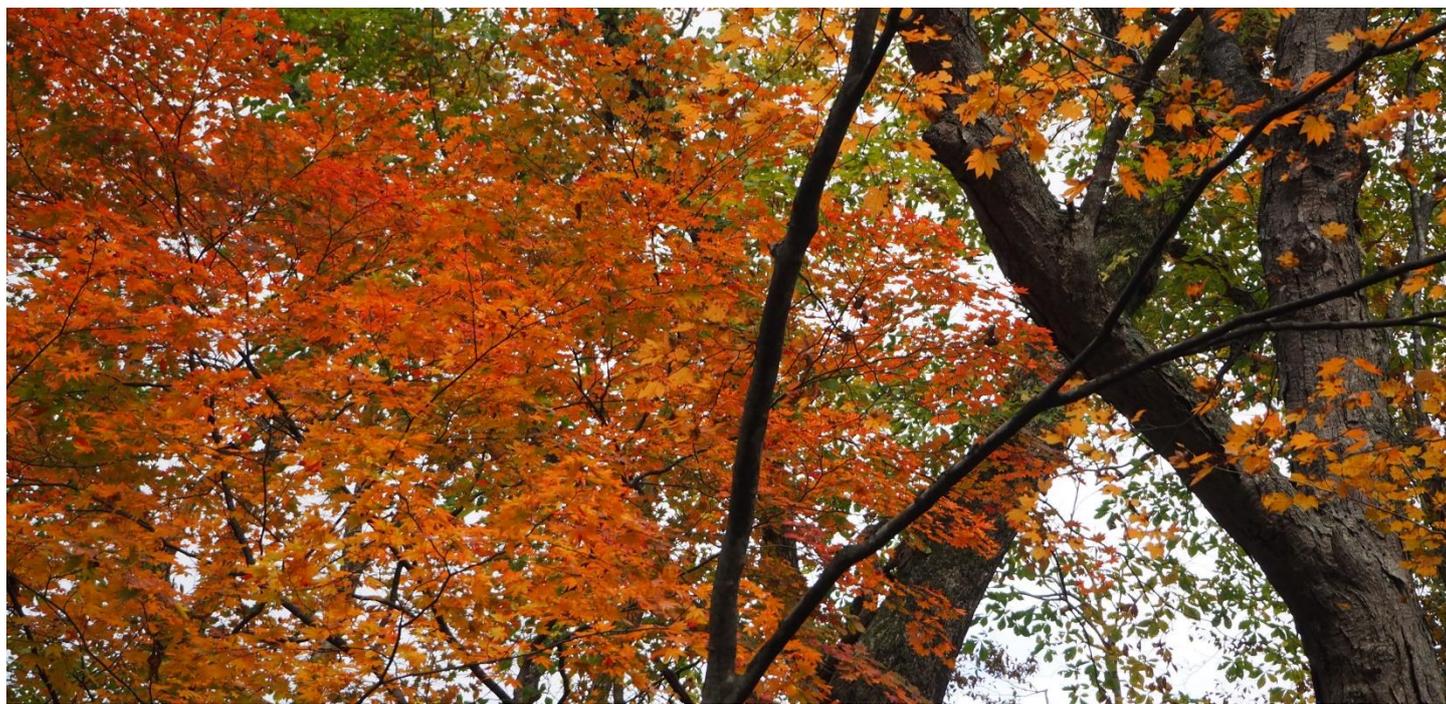
事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466・FAX 047-712-0467



八甲田山の秋

令和3年9月の税務と提出期限

- ① 9月10日・・・令和3年8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 9月30日・・・令和3年7月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナ禍により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、「申請書」を提出し期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

①**企業に重負担 住民税の特別徴収**・・・住民税の納付方法は、「普通徴収」と「特別徴収」の2種類があります。「特別徴収」は、給与所得者を対象としているもので、前年の所得を基準として計算された住民税額を12等分して、毎月の給与から控除して会社が納付事務を負担します。近年、事業規模にかかわらず「全事業者を特別徴収義務者」とする自治体が増えていきます。「普通徴収」は、自治体が納税者に対して年4回に分けて納付書を送り納税者が自分で金融機関に行き納付します。特別徴収になると、会社は毎月の納付義務が発生し、納付が遅れると延滞金も発生するため、小規模事業者にとっては、重負担となっています。

②**火災保険の契約者と建物の所有者が違う場合**・・・建物の火災保険は、保険契約者が、保険料を負担しても、実際に、火災が発生した時、「保険金」は、「建物の所有者」に支払われます。この場合の保険金は、火災による災害の損害補填が目的なので、契約者から所有者への贈与の問題は発生しません。

ビジネスの効率化につながる「電子帳簿保存法」！

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

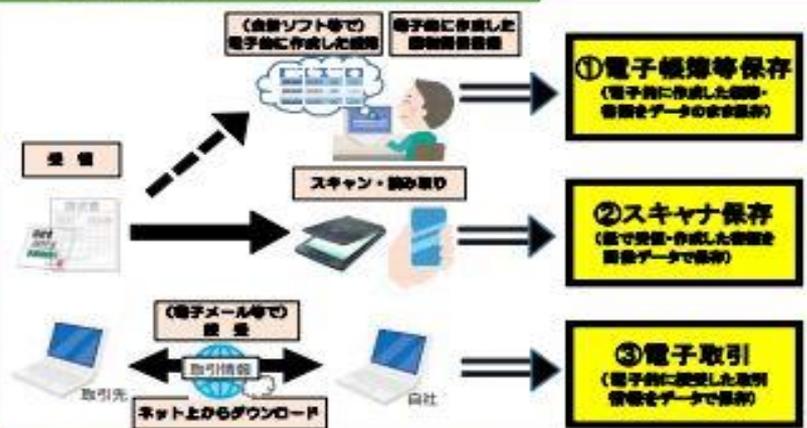
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

資本金を1億円以下にして、経営の立て直しを図るとは？

会社の「資本金が1億円」と聞くと、庶民には大金ですが、税金の世界では1億円の資本金は中小企業です。国は、中小企業の育成を図るための税金を投入しています。又、中小企業を優遇する施策が沢山あります。

1 なぜ今問題なのか？

このコロナ禍で旅行・観光業界は大きな打撃を受けています。会社は、生き残り戦略として、資本金を1億円以下にして「中小企業向けの優遇措置」を受け、現金の流出を防ぎ会社を立て直そうとしています。

○中小企業の優遇措置の例○

- 1) 法人税率の軽減
- 2) 交際費の控除限度額
- 3) 繰越欠損金に制限なし
- 4) 欠損金の繰り戻し還付の適用あり
- 5) 各種税額控除に要件があれば節税が可能 他



2 資本金を減少させる手続きには、「有償と無償」がある。今、無償減資が多いのは？

有償減資とは、利益が少ないときでも、株主に配当を支払うことができます。その原資ですが、資本金は、投資家からの出資金なので、配当に回せません。会社は、資本金を取り崩し「有償減資」をして配当します。無償減資とは、「欠損金の補填による経営立て直し」と「節税」目的です。有償増資と違い、会社からお金が流出しないので、経営の立て直しができ、欠損金が減少するので金融機関からの資金調達がしやすくなります。しかし、資本金が減少することは、信用力も減少することにもなり、株価が下落しやすくなります。

3 どんな会社が減資したのか？2021年3月末までに資本金を1億円にした会社は997社。

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 毎日新聞社 41億5千万円から1億円へ | 3. JTB 23億4千万円から1億円へ |
| 2. はとバス 3億5千万円から1億円へ | 4. スカイマークエアライン 90億円から1億円へ |

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 不動産の登記・住所変更手続きの義務化・いつから開始？

2021年4月、所有者不在土地問題の解消・相続の義務化とともに、住所変更登記を義務化する改正法が成立した。2026年までに改正法が施行され、義務化が開始される予定。

2. ユーチューバーに源泉徴収

動画投稿サイト「ユーチューブ」を運営するアメリカGoogleは近く米国外のユーチューバーへの支払いについて、米国分の税金を天引きする「源泉徴収」を始める。日本は「租税条約」により日本居住者への影響は少ないが、インドなどユーザーの手取りが減りそうな国では反発が出始めている。

3. 損失に伴い受け取る賠償金は、全て非課税か？

コロナ禍で、多くの事業者が国や自治体から「給付金」や「助成金」を受け取っています。これらのお金は税金の対象として、収入に計上する必要があります。生活が苦しい中での救済策に課税されるケースは納得いかないものですが、忘れがちなのが、給付金を収入にしても「事業の利益が赤字」の場合には、税金は発生しません。コロナ禍での給付金等は課税上の取り扱いが、国税庁HPにありますので、確認してください。